

○国民健康保険おいらせ病院医療安全管理規程

平成18年3月1日

訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、国民健康保険おいらせ病院（以下「病院」という。）における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、病院に医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、院長、副院長、医長、医員、総看護師長、看護師長、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士、医事、事務長、事務次長をもって構成する。

3 委員長は、副院長とする。

4 委員会は、委員長が招集し、議題等付議すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

5 委員会は、月1回の定例会開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、院長の諮問に応じて、所掌事務について調査審議するほか、所掌事務について院長へ建議することができる。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療安全対策の検討及び研究に関すること。
- (2) 医療事故の分析及び再発防止策の検討に関すること。
- (3) 医療安全管理のための職員に対する指示に関すること。
- (4) 医療安全管理のために行う提言に関すること。
- (5) 医療安全に関する啓発、教育、広報及び出版に関すること。
- (6) 医療訴訟に関すること。
- (7) 医療事故に関する諸記録の点検に関すること。
- (8) 他の委員会に対する勧告案の検討に関すること。
- (9) その他医療安全管理に関すること。

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係業者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(リスクマネージャー)

第7条 インシデント・アクシデント事例の報告内容の把握、検討等を行い、医療安全管理に資するため、リスクマネージャーを置く。

2 リスクマネージャーは、病棟及び外来各2人及び薬局、検査室、レントゲン室、リハビリ室、食室、事務等にそれぞれ1人置くものとし、院長が指名する。

3 リスクマネージャーの任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各職場における医療事故の原因及び防止方法並びに医療体制の改善方法についての検討及び提言

(2) 「インシデント・アクシデントレポート」の内容の分析及び必要事項の記入

(3) 委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の所属職員への周知徹底その他の委員会との連絡調整

(4) 職員に対する「インシデント・アクシデントレポート」の積極的な提出の励行

(5) その他医療安全管理に関する必要事項

(職員の責務)

第8条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日ごろから患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱い等に当たって医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(インシデント・アクシデントレポート)

第9条 院長は、医療安全管理に資するよう、インシデント・アクシデント事例の報告を促進するための体制を整備する。

2 インシデント・アクシデント事例が発生したときは、当該事例を体験した職員は、別に定めた「インシデント・アクシデントレポート」を積極的に提出するよう努め、今後の医療安全管理に資する。

3 「インシデント・アクシデントレポート」は、リスクマネージャーを経由して、委員会に提出する。

4 「インシデント・アクシデントレポート」を提出した者に対し、当該レポートを提出したことを理由に不利益処分を行ってはならない。

(事故報告)

第10条 職員は、自己の行為で医療事故を引き起こしたときは、応急措置又はその手配、拡大防止の措置及び直属上司への口頭報告等、所要の措置を講じた後、速やかに医療事故報告書を提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日訓令第13号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。